

## 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会等に報告する基準 対象案件について

基準1(1)で定める対象案件については、下記の取り扱いのとおりとします。

### 【基準】

#### 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会等に報告する基準について

##### 1 対象要件

###### (1) 特に大規模で不特定多数の者が利用するもの

次のいずれかに掲げる地区、街区又は区域内において新設又は改修をしようとする都市施設のうち、周辺環境への影響が大きいもの

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に掲げる高度利用地区

イ 都市計画法第8条第1項第4号に掲げる特定街区

ウ 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区

エ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項の都市再生特別地区

### 【取り扱い】

基準1(1)の対象案件は、以下の①～④のすべてを満たすものとします。

- ① 基準1(1)アからエに掲げる地区、街区又は区域内において新設又は改修をしようとするもの
- ② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物※に該当するもの
- ③ ②に該当する用途の床面積の合計が10,000m<sup>2</sup>を超えるもの
- ④ 基準1(1)アからエに掲げる地区、街区又は区域内で各制度を活用して、容積率、斜線制限等の緩和を受けるもの

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に基づき同施行令第5条で定められているもののうち、第1項第9号を除きます。